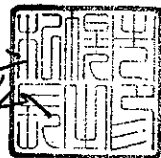


札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月 27 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 17 号

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第15条の2の2第1項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。
- (2) 第19条第1項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「22万円」を「24万円」に改める。
- (3) 第19条の4第2項及び第5項中「22万円」を「24万円」に改める。
- (4) 附則に次の1条を加える。

（令和6年度における所得割の保険料率の算定方法に係る特例）

第19条 令和6年度に限り、第15条第1項第1号及び第15条の2の4第1項第1号の規定の適用については、これらの規定中「相当する額」とあるのは、「相当する額から当該額の一部に充てるものとして札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）第2条第1項第4号に掲げる国民健康保険支払準備基金を同条例第8条第3項第2号の規定に基づき処分した額を減じた額」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の札幌市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。